

# 企業体制と企業倫理の日独比較

Vergleichende Forschung über Unternehmensverfassung  
und Unternehmensethik

万 仲 脩 一

Shuichi MANCHU

本研究費による研究成果の概要は以下のとおりである。

まず、ドイツの企業体制の問題、すなわち企業を取り巻く種々の利害関係集団の利害を調整するための制度的措置の体系の問題、をシュタインマン学派の研究成果を手掛かりに考察を進めた。この学派の研究者達は構成主義科学論にもとづいて、企業体制に関する経験的研究とそれにもとづく多くの理論的研究の成果を出しており、ドイツにおけるこの分野での先駆的研究集団の一つを形成しているからである。特に「経営者の社会的責任」、「所有と経営の分離」、ドイツの監査役会の特質、監査役会を通しての労資共同決定などの諸問題についての、彼らの研究は極めて興味のあるものである。われわれはこれまでの数年間、これらの問題についてのシュタインマン学派の見解について批判的吟味を加えてきたが、本年度に公表した次の二つの論文でその全体をほぼまとめることができることとなった。

経営者支配と共同決定－出資者、経営者および労働者の間の利害関係－、(大阪産業大学論集・社会科学編、122、1999年6月。)

ドイツの監査役会の類型とその選択および変化－ゲルムの所論を中心として－、(大阪産業大学経営論集、第1巻第1号、1999年10月。)

これらの一連の研究によって、われわれは利害調整の原理と方法を考える場合に、当然のことながら、資本主義経営としての企業の特質、特にその指導原理との関連を無視しえないこと、つまりその体制原理との整合性のもとで各種の利害調整のあり方や企業に対する社会的統制のあり方を考えなければならないことを改めて強調する結果に到達した。

わが国の企業体制については、われわれは戦後のわが国の経済と企業についての種々の特質を歴史的にたどることにより考察しようとしている。この点についても、戦後の復興・再建期の経済と企業の状況の一般的な考察と、特に労務慣行の萌芽についてはこれまで論じた。今年度は、いずれも後に戦後のわが国の企業体制の特徴と見なされるようになった二つの事象の萌芽、すなわち同時期の企業の民主化の努力と企業集団の形成への傾向について同様に歴史的に考察を進めた。この成果は次の二つの論文にあらわれている。

わが国の復興・再建期における企業民主化の構想、(大阪産業大学経営論集、第1巻第2号、2000年2月。)

わが国の復興・再建期における企業集団の形成への胎動、大阪産業大学経営論集、第1巻第2号、2000年2月。)

なお、文献収集を終えながらも本年度取り上げることのできなかった問題、すなわち企業倫理と高度成長期以後のわが国の企業体制の問題、およびそれらの日独比較についての本格的な研究は、今後の課題とせざるをえない。